

# 総務委員会資料

## 1 令和5年第5回定例会提出予定議案の説明

### (5) 議案第165号

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公  
営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

資料 新旧対照表

総務企画局

令和5年11月21日

## 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年6月28日条例第1号 (給与等の種類)</p>	<p>○川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年6月28日条例第1号 (給与等の種類)</p>
<p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「技能業務職員」という。）に限る。）の給与等の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下「災害派遣手当等」という。）及び旅費とする。</p>	<p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「技能業務職員」という。）に限る。）の給与等の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>_____</u>、特殊勤務手当、定時制教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下「災害派遣手当等」という。）及び旅費とする。</p>
<p>2 パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）の給与等の種類は、基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び災害派遣手当等に相当する報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>並びに費用弁償とする。 (勤勉手当)</p>	<p>2 パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）の給与等の種類は、基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び災害派遣手当等に相当する報酬、期末手当、<u>_____</u>並びに費用弁償とする。</p>
<p>第14条の2 給与条例第15条の規定（同条第2項後段及び第4項を除く。）は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項に規定する勤務成績に応じ規則で定める割合は、<u>会計年度任用職員の勤務成績に相当する給与条例の適用を受ける職員（川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員を除く。）の勤務成績に応じ給与条例第15条第</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>2項に規定する勤務成績に応じ規則で定める割合の範囲内で、規則で定めるものとし、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員に限る。）にあっては「規則で定める給料及び地域手当の額」と、パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあっては「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。</p>	

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 前項に規定する手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、<u>特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></u>とする。</p> <p>3 第3条、第3条の2、第4条の2、第4条の4、第5条から第9条まで、第10条、<u>第11条</u>、第12条及び第14条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間を超えない範囲内」とあるのは「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」と読み替えるものとする。</p> <p>4 非常勤職員（短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。）の給与については、職員及び会計年度任用職員との権衡を考慮して支給する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 前項に規定する手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、<u>特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u></u>とする。</p> <p>3 第3条、第3条の2、第4条の2、第4条の4、第5条から第9条まで、第10条、第12条及び第14条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間を超えない範囲内」とあるのは「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」と、<u>第14条の4中「<u>期末手当及び勤勉手当</u>」</u>とあるのは「<u>期末手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 非常勤職員（短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。）の給与については、職員及び会計年度任用職員との権衡を考慮して支給する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【略】</b></p>

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をしている職員の期末手当又は勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をしている職員の期末手当又は勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第14条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>